

「第10次鳥獣保護事業計画（平成19～23年度）」の諮問について

環境農林水産部動物愛護畜産課

『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律』
(鳥獣保護法)

「鳥獣保護法（第3条）」に基づき

鳥獣保護事業計画の基本指針項目の提示

【内容】

- I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項
- II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項
- III その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項

基本指針の提示
(平成18年10月
予定)

中央環境審議会野生生物部会（平成18年5月31日）における
基本指針に係る検討課題

- ① 鳥獣保護事業の充実と強化
 - ・ 国の役割、関係主体の役割の明確化
 - ・ 鳥獣の生息状況等に応じたきめ細やかな事業の推進
 - ・ 鳥獣保護区の機能の充実強化
 - ・ 鳥獣の流通及び個体の取扱いの適正化
 - ・ 狩猟の適正化
 - ・ 鳥獣保護事業に必要な財源の確保
- ② 特定鳥獣保護管理計画の推進
 - ・ 広域的な鳥獣保護管理の推進
 - ・ 鳥獣保護管理における地域的な取組みの充実強化
 - ・ 順応的な鳥獣保護管理の推進
 - ・ 適切な捕獲の推進
- ③ 鳥獣保護管理に関する専門的な人材の確保等
 - ・ 特定計画の策定や実施等、鳥獣保護管理に資する人材の育成・確保
 - ・ 鳥獣保護員の機能の充実・強化
 - ・ 狩猟・捕獲従事者の確保と育成

諮問内容

第10次鳥獣保護事業計画（案）

【内容】

- 1 鳥獣保護事業計画の計画期間
- 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- 3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- 4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- 5 特定猟具使用禁止区域に関する事項
- 6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
- 7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- 8 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項
- 9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項
- 10 その他鳥獣保護事業実施のために必要な事項

*スケジュール案

8月25日	環境審議会へ諮問	11月下旬	環境審議会中間報告
9月20日	第1回野生生物部会	12月中旬	第3回部会
11月上旬	第2回部会	2～3月	環境審議会報告・答申

（参考）

国の『鳥獣保護事業の基本指針』は当初の予定（平成18年7月）より遅れており、平成18年10月に提示される予定である。

大阪府では国の基本指針提示までの間、環境省から示された基本指針項目（案）（別添）、中央環境審議会から出された『基本指針に係る検討課題』（左記※）を踏まえて第10次鳥獣保護事業計画（案）を策定した。